

# 山梨県公報

第二千六百十八号

平成二十八年

七月四日

月 曜 日

## 目次

- 告示
- 道路の区域変更(六件)……………六二七
  - 道路の供用開始……………六二八
- 公告
- 平成二十八年度行政書士試験の実施……………六二九
  - 一般競争入札について……………六三三
  - 平成二十七年次クリーニング師試験の実施……………六三四
  - 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………六三五
  - 土地改良区役員の就任……………六三八
- 公安委員会
- 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………六三九
  - 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六三九

## 告示

### 山梨県告示第二千三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
---	---	-----------------------	------------------

大月市七保町瀬戸字和田一八九四番一地先から大月市七保町瀬戸字和田一八九三番一地先まで

新	旧
一九・七〇 二三・六	一九・七〇 二一・二
三三・二	三三・二

### 山梨県告示第二千三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区	間	旧新 敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
		新	旧	
大月市七保町瀬戸字大沢二三四番一地先から大月市七保町瀬戸字唐沢二二六五番五地先まで		九・七〇 四三・一	五・二〇 三三・三	六一三・一
		七・一〇 四四・二	三三・三	六一三・一

### 山梨県告示第二千三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市七保町瀬戸字上和田二〇九六番地先 から 大月市七保町瀬戸字上和田二〇九二番二地 先まで	一三・一	一三・五	二五・九	六七・七
	二六・六	二六・六		

山梨県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番一 地 先から 北都留郡丹波山村字大常木一四四六番一 地 先まで	一一・五	一一・五	一一・五	八一三・五
	一一・五	一一・五		

山梨県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市賑岡町奥山字遅能戸道下一〇七二番 一 地先から 大月市賑岡町奥山字遅能戸道下一〇七〇番 一 地先まで	六・一	六・一	六・五	一九・八
	一〇・四	一〇・四		

山梨県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
都留市戸沢字西海戸一七〇番一 地先から 都留市戸沢字西海戸一七〇番一 地先まで	七・九	七・九	八・三	三八・八
	八・三	八・三		

山梨県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	金山大月線	大月市賑岡町奥山字遅能戸道下 一〇七二番一地从先から 大月市賑岡町奥山字遅能戸道下 一〇七〇番一地从先まで	一九・八	平成二十八年七月四日

## 公 告

● 平成二十八年年度行政書士試験の実施  
一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。  
平成二十八年七月四日

山梨県知事 後藤 齋

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年七月四日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成28年11月13日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市武田4-4-37 山梨大学 甲府キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成28年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成28年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により必ず簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成28年9月2日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所については、オを御覧ください。)

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

a 配布期間 平成28年8月1日(月)から同月26日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次の宛先まで郵便で請求してください（平成28年8月26日必着のこと。）。

- b 名称等 一般財団法人行政書士試験研究センター  
宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

(イ) 窓口配布

- a 配布期間 平成28年8月1日（月）から同年9月2日（金）まで  
b 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部行政経営管理課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30～ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	8:30～ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00～ 17:00	

(注) 備考欄に注意書がある場所を除き、土曜日及び日曜日は配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 顔写真の画像データ（高さ4：幅3の割合のもの）を用意してください。

(イ) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、ホームページに掲載します。

イ 受付期間

(ア) 平成28年8月1日（月）午前9時から同月30日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成28年8月30日（火）午後5時で終了します。同時刻までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 受付最終日（平成28年8月30日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりに

にくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

#### ウ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サックス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

#### (3) 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

#### 6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

#### 7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成29年1月31日（火）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）でも合格者の受験番号を公表（公表開始時間は、合格発表日の午前中）します。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 ファイル暗号化システム機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十八年十二月一日から平成三十一年十一月三十日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営ん

でない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十八年七月五日（火）から同月二十八日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十八年七月十九日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の8の(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年八月十九日（金）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに平成二十八年八月十八日（木）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
    - (一) 言語 日本語
    - (二) 通貨 日本国通貨
  - 2 入札保証金 免除
  - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 違約金の有無 有
  - 5 前払金の有無 無
  - 6 契約書作成の要否 要
  - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
  - 8 その他
    - (一) 落札者が契約締結までの間に三の1から6までのいずれかに該当する者となった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
    - (二) 詳細は、入札説明書による。
    - (三) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二三―一四一九）
- ※ Summary
- 1 Nature and amount of services required:  
Computer equipment:Equipment for encrypted file system 1 set
  - 2 Date and time for tender:  
2:00PM August 19,2016
  - 3 Bureau in charge:  
Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 平成二十八年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成二十八年七月四日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 試験日時  
平成二十八年十月十九日（水）午前九時三十分
  - 二 試験場所  
甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
  - 三 試験科目
    - 1 衛生法規に関する知識
    - 2 公衆衛生に関する知識
    - 3 洗濯物の処理に関する知識
    - 4 洗濯物の処理に関する技能
  - (一) 繊維の鑑別に関する技能
  - (二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能
  - 四 受験資格  
クリーニング業法第七条第三項に規定する者
  - 五 受験手続
    - 1 提出書類
      - (一) 受験願書
      - (二) 履歴書
      - (三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等）
      - (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）
    - 2 受験手数料  
七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。）
    - 3 受験願書受付期間  
受験手数料は、出願に取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。  
平成二十八年八月二十二日（月）から同年九月二日（金）まで（以下「受付期間



内」という。)の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、受験願書の提出先に持参することを原則とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便とし、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十八年十月二十六日(水)午前九時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 可否通知書の送付

受験者には、試験結果発表後に可否通知書を郵送する。

七 問い合わせ先

所 属	住 所	電 話 番 号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所)衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―一三三―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所(中北保健所)峡北支所(衛生課)	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一三三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所)衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五三―二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(南巨摩郡富士川町)鰍沢		〇五五六―三二―八一五一

峡南保健所)衛生課	七百七十一番地二	
山梨県富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五―二四―九〇三三

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋  
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の一	澤野富士雄
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の一〇	渡辺義道
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の一	株式会社誠開発
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の一三	玉田一
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の二	豊田佑一
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の五	荒井六郎
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の六	浅野俊世
都留市朝日曾雌字簾沢二一九八の八、二一九八の九	渡井ナカ子
都留市朝日曾雌字大板屋二一〇〇、字簾沢二一九四、	朝田彦雄

一一九四の内一、一一九五から一一九七まで	
都留市朝日曾雌字大板屋一〇九七（次の図に示す部分に限る。）、一〇九九、一一〇一	日向利雄

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年五月十八日農林水産省告示第千二百二十一号

指定施業要件変更保安林の所在不明通知

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日曾雌字道志口一〇六八（次の図に示す部分に限る。）	中村有吾
都留市朝日曾雌字道志口一〇六四の二	武藤和雄

都留市朝日馬場字西沢九一四から九一六まで、九一六の一、九一六の二、九一七、九一八、九一八の一

渡辺洋男

都留市朝日馬場字美影八六五、八六八から八七〇まで、八七〇の内一、八七一から八七三まで

白井伊左エ門、白井吉右衛門、白井権二郎、白井重太郎、白井甚兵衛、白井政右エ門、白井与左エ門、谷内魁、谷内新次郎、谷内善十郎、谷内平左エ門、谷内六兵衛、野武牛太郎、野武永作、野武久左エ門、野武健次郎、野武幸作、野武順達、野武忠四郎、野武傳兵衛、野武友三郎、野武萬吉、野武元右エ門、野武弥兵衛、鬢櫛久三郎、鬢櫛茂重郎、鬢櫛平重郎、前田郷左エ門、和田七兵衛、谷内庫之甫

都留市朝日馬場字美影八七四

白井喜三、白井金作、白井友安、谷内房一、野武金藏、野武熊雄、野武時正、野武利夫、野武藤吉、野武藤四郎、橋本春任、鬢櫛善次、鬢櫛春吉、和田藤次郎、谷内英

都留市与繩字高橋一六八七の一

小幡喜久雄

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年五月十八日農林水産省告示第千二百二十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市井倉字池ノ山一九〇一の二、田野倉字境ノ尾 一九六七	杉田陽治
都留市井倉字池ノ山一九七二	中村清平
都留市井倉字池ノ山一九七三	中村清吉
都留市井倉字池ノ山一九七五、田野倉字境ノ尾一九 一八	松岡君子
都留市井倉字池ノ山一九九〇の二、一九九一の二、 一九九三	長田春五郎
都留市大幡字南川五四七七	安田孝一郎

都留市大幡字南川四三九七の二

日本染織株式会社

都留市大野字大入一四七六の二、一四八二

荻窪社

都留市田野倉字境ノ尾一九六九、一九七〇

長田秀雄

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
都留市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年五月十八日農林水産省告示第千二百二十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年七月四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市塩山一ノ瀬高橋字大久保一八七（次の図に示	加藤陽子、三枝美貴子

甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四二七九、四四一三の一	廣瀬光一
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の一、四四一四の二三	廣瀬光一、徳良茂十、廣瀬武重郎
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の二、四四一四の三、四四一四の一二、四四一五、四四一五の二	徳良茂十、廣瀬武重郎
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の四	徳良茂十、廣瀬武重郎、文珠川雅士
甲州市塩山上萩原字揚芦木沢四四一四の一	徳良茂十、廣瀬武重郎、文珠川幸作

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年五月十八日農林水産省告示第千二百二十六号

● 土地改良区役員の就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
平成二十八年七月四日

一 就任

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	金丸一元	南アルプス市小笠原二七七番地	平成二十八年六月十八日
同	久保田松幸	南アルプス市上今諏訪四三七番地	同
同	齊藤哲夫	南アルプス市沢登七一四番地	同
同	小池正夫	南アルプス市十日市場二〇一三番地	同
同	塩澤隆紀	南アルプス市湯沢二三番地	同
同	小池通義	南アルプス市西野一七七番地	同
同	櫻本安善	南アルプス市有野三二三番地	同
同	飯野政敏	南アルプス市曲輪田新田三三四番地一	同
同	飯野俊明	南アルプス市飯野五四三番地	同
同	齊藤豪	南アルプス市在家塚一一〇〇番地	同

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
沢登安治	長谷部弘幸	名取健二	長澤修	土屋壽雄	齊藤秀明	齊藤長紘	横内靖英	横内清重	小林豊	名取優	志村孝	清水哲郎	
南アルプス市加賀美三〇四一番地	南アルプス市西野二二三九番地	南アルプス市吉田四二六番地	南アルプス市湯沢八五六番地	南アルプス市鏡中條五六二番地	南アルプス市鏡中條一〇〇八番地	南アルプス市山寺一九八番地	南アルプス市上宮地九七二番地	南アルプス市曲輪田一一六八番地	南アルプス市桃園一四一〇番地七	南アルプス市沢登二四番地	南アルプス市上八田七九四番地	南アルプス市百々二九五九番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	新津純	南アルプス市落合二二六一番地一	同
---	-----	-----------------	---

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第七十七号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社峡南自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月四日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

- 一 変更後の代表者の氏名 長澤 重俊
- 二 変更年月日 平成二十八年六月一日

#### 山梨県公安委員会告示第七十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十八年七月四日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

#### 別表第十四中

一、七 四四	国道一 四〇号	山梨市北字南片瀬二、二二五番地一 号先から山梨市北 字廻り田一、一 三番地先までの両 側	五二六	車両（ けん付・ けん引 を除く。）	四〇	部下	平成二八 年六月二 〇日 告示第七 一号
-----------	------------	--	-----	-----------------------------	----	----	----------------------------------

を

一、七	国道一	山梨市北字南片瀬	五二六	車両（	四〇	部下	平成二八
-----	-----	----------	-----	-----	----	----	------

